

上越市6次産業化支援事業補助金

地域資源を活かした農産加工品の開発や、農産加工（新規・規模拡大）に必要な設備・施設改修を支援します！



【上越市ホームページ】
申請書の様式など詳細は
こちらをご覧ください。

募集期間

令和8年4月1日から令和9年2月28日まで(先着順)

補助要件等

市内に居住又は所在し、市税を完納している農業者等※が対象となります。

※農業者等…農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員となっている法人を含む）

補助金区分	補助要件			補助率	補助対象経費 上限額	補助金 上限額
	対象となる事業	対象となる経費	地域			
農産加工品等 開発支援事業 補助金 (ソフト事業)	農業者等が新たに農産加工品等を開発し、又は直売所を開設する事業	謝金、費用弁償、原材料費、委託費、市場調査費、通信運搬費、旅費その他の市長が必要と認める経費	-	1/2 以内	100万円	50万円
農産加工品等 規模拡大支援 事業補助金 (ハード事業)	農業者等が、新規又は規模拡大のため、農産加工等に必要な機械・設備を導入する事業や施設改修を行う事業	機械・設備費	一般地域	3/10 以内	300万円	90万円
			中山間地域	1/3 以内	100万円	33万 3千円
		施設改修費	一般地域	4.5/10 以内	300万円	135万円
			中山間地域	5/10 以内	100万円	50万円

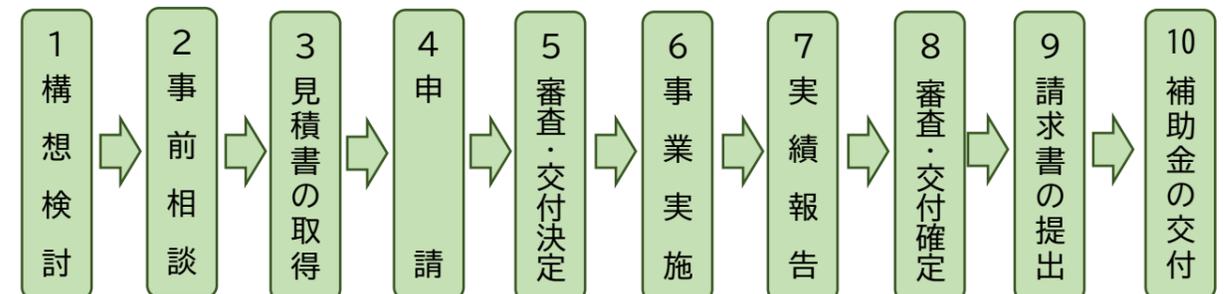
※上記の表における中山間地域の取扱いについては、新潟県農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱（令和6年4月1日適用）別記の規定に定める区域

【中山間地域】：金谷区、桑取区、柿崎区、安塚区、浦川原区、大島区、牧区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区

【一般地域】：上記に含まれない市域

上記の補助対象経費上限額を超える大規模な事業は、新潟県の農林県単補助金の利用をご検討ください。

申請から補助金支払の流れ



相談は、随時受け付けております。「こんな取組をしてみたい」、「補助金の申請は初めてで心配」など、お気軽にお問い合わせください。サポートします！！

申請の流れ

1 構想検討

補助金の申請にあたり、取り組みたい内容を決めましょう。

事例1：漬物を製造するため、既存の施設を加工所に改修したい！

事例2：餅の製造に加えてかき餅づくりをしたいので、餅の乾燥に必要な機械を購入したい！

2 事前相談

事業を始める前に、補助事業の対象となるかどうかを市担当者にご相談ください。

→事業の内容によっては、補助対象にならない場合がありますので、ご注意ください

3 見積書の取得

市との事前相談後、事業内容が補助対象事業に該当する場合、検討した機械や施設改修等に必要な費用の見積書を取得しましょう。

事例1：漬物の加工施設の図面、加工所の改修内容等が分かる見積書

事例2：餅の乾燥に必要なのし機、乾燥するために必要なラック棚等の見積書と性能が分かるメーカーカタログの写し

4 申請

補助対象事業の要件を満たした上で、必要書類を添えて交付申請書類を市へ提出します。

5 審査・交付決定

市が申請書類の審査を行い、補助金の交付決定を行います。

6 事業実施

交付決定後、申請内容に沿って補助事業を実施してください。

7 実績報告

補助事業実施後、事業の成果をまとめて実績報告関連書類を作成し、市へ提出します。

8 審査・交付確定

市が実績報告書を審査し、補助金の交付確定を行います。

9 請求書の提出

交付確定後、請求書を市へ提出します。

10 補助金の交付

請求書の審査を行い、補助金を交付します。

